

岡崎市公契約条例に係る特則（建設工事）

（労働環境の確認）

第1条 本契約において、受注者は、岡崎市公契約条例（令和元年岡崎市条例第24号）第6条に定める労働者の適正な労働条件の確保その他労働環境の整備が図られていることを発注者が確認するための措置を理解し、その実施について、協力しなければならない。

（労働者への周知）

第2条 受注者は、岡崎市公契約条例に係る労働環境の確認に関する要綱（以下この特則において「要綱」という。）に定める労働環境の確認について（様式第1号）を、当該工事が行われる現場等に掲示し、又は書面により交付することで、当該契約に係る労働者に対して周知しなければならない。

（労働環境報告書）

第3条 受注者は、要綱に定める本契約に係る労働環境報告書（様式第2号）を作成し、本契約の締結後、速やかに契約課に提出しなければならない。

2 受注者は、本工事において下請負者を使用する場合は、当該下請負者に対して、当該下請契約に係る労働環境報告書を作成させ、これを取りまとめて、発注者に対して速やかに提出しなければならない。なお、数次にわたって下請負者が存在する場合も同様の取扱いとし、すべて受注者が当該労働環境報告書を取りまとめて、発注者に提出するものとする。

3 前項に係る労働環境報告書の提出対象となる下請負者は、50万円以上の一部受注をした下請負者に限るものとする。ただし、下請負者が、いわゆる一人親方の場合は、金額の多寡によらず労働環境報告書の提出対象とならない。

（説明会に対する協力）

第4条 受注者は、発注者が、当該工事が実施される作業現場等で、本工事に係る労働者を対象とした労働環境の確認に係る説明会を開催する際は、積極的に協力しなければならない。

（調査に対する協力）

第5条 受注者は、発注者が、要綱の定めるところにより次の各号のいずれかに該当する場合に受注者及び下請負者に対して聞き取り等の調査を行う際は、積極的に協力しなければならない。

- (1) 本契約に係る労働環境報告書の内容に疑義があったとき
- (2) 要綱第6条に定める申し出を受け、その内容を確認する必要があると認めるとき